

# 青森県報

第二千六百九十二号

平成十八年  
十月十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
- 結核予防法による医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (障害福祉課) …… 二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (三八地域局) …… 三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任…………… (三八地域局) …… 三

## 告 示

青森県告示第七百四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百

四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	平成一八・七・三
みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一の一	一八・八・三

青森県告示第七百四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	平成一八・一〇・三
みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一の一	" "
高内科小児科医院	青森市大字駒込字蛭沢四八の九六	" "

青森県告示第七百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百四十九号

株式会社ハピネス・サポートNS	青森市西滝三丁目二四の一五	ハピネス・サポート	青森市西滝三丁目二四の一五	平成一六・九二七
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	指定年月日
指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十八年十月十三日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

青森県告示第七百四十八号

株式会社ハピネス・サポートNS	青森市西滝三丁目二四の一五	訪問介護	訪問介護	訪問介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム藤原	青森市大字駒込三丁目三三七の四	平成一六・九二七
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護の種類	名称	所在地	指定年月日					
社会福祉法人明恵会	青森市小柳一丁目一七の一八	ヘルパーステーション	青森市小柳一丁目一七の一八	青森市大字田名部字赤川内並木七三の四	平成一六・九二七					
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一丁目三の一	養護老人ホーム釜臥荘	むつ市大字田名部字赤川内並木七三の四	青森市大字駒込三丁目三三七の四	平成一六・九二七					
社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	養護老人ホーム藤原	青森市大字駒込三丁目三三七の四	青森市大字駒込三丁目三三七の四	平成一六・九二七					

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人明恵会	青森市小柳一丁目一七の一八	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市小柳一丁目一七の一八	平成一六・九二七
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一丁目三の一	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム釜臥荘	むつ市大字田名部字赤川内並木七三の四	平成一六・九二七
社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム藤原	青森市大字駒込三丁目三三七の四	平成一六・九二七
株式会社ハピネス・サポートNS	青森市西滝三丁目二四の一五	訪問介護	サポ	青森市西滝三丁目二四の一五	平成一六・九二七
株式会社ハピネス・サポートNS	青森市西滝三丁目二四の一五	訪問介護	サポ	青森市西滝三丁目二四の一五	平成一六・九二七
社会福祉法人協栄	東京都千代田区平河町二丁目六	訪問介護	協栄	東京都千代田区平河町二丁目六	平成一六・九二七
社会福祉法人協栄	東京都千代田区平河町三丁目三	訪問介護	協栄	東京都千代田区平河町三丁目三	平成一六・九二七

青森県告示第七百五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名		勤務する病院等		診療科目	指 定 年月日
名	称	所在地			
杉田 純一	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八		外科（直腸機能障害、小腸機能障害、ぼうこう機能障害） 外科（直腸機能障害）	平成 一六・〇・一
板橋 幸弘	つがる市立成人病センター	つがる市木造末広四三の三			

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年九月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人D A T 企画
- 三 代表者の氏名

高見 雅之

四 主たる事務所の所在地  
十和田市東五番町七の一

五 定款に記載された目的

この法人は、土地境界のデータベース化を進めることで災害復興を迅速ならしめるための事業を行うことによりまちづくりの推進を図り、また、近年問題となっている河川や湖沼の水質改善のための事業を行うことにより地域環境の保全を図ることを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田名部組
- 二 代表者の氏名 田名部 智之
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第三〇〇二四二号
- 五 取消年月日 平成十八年九月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成十八年九月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年十月十三日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	上村 邦雄	八戸市大字尻内町字田端一九の二	平成三・三・三
"	目澤 喜一	八戸市大字尻内町字三条目一九	一六・三・三
監事	原 光成	三戸郡五戸町大字上市川字上市川一五	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭